

## ひょうし めつせーじ 表紙のメッセージ

いぬやまし す がいこくせき みな いぬやまし たげん ごじょうほうし ぜいきんとくしゅう  
犬山市に住む外国籍の皆さん、ようこそ、犬山市の多言語情報誌 税金特集

いぬやまし ぶん かきょうせいいしんいん おおしまう い る じ に あ ゆ み  
犬山市多文化共生推進員の大島ヴィルジニア・ユミでございます。

がいこくせき し みん みなさま し やく しょ ば ぶ り つ く さ 一 び す じ じょう ほ う ゆ う そ う と ど  
外籍市民の皆様から、「市役所のパブリックサービス情報を郵送で届けてほしい」というご要望をい  
ただきました。そこで、そのご期待に応え、2024年から「犬山多言語情報誌」を皆様のお手元にお届  
けすることになりました。今年(2025年)は2回お届けする予定です。9月には、皆様の各世帯に  
「観光特集」の情報誌が届いたかと思います。情報誌は各世帯の世帯主宛に送付しておりますので、  
ご家族の世帯主の方にご確認ください。

じ じょう ほ う し ない よう に ほ ん せ い か つ や く だ じ じょう ほ う ま ん き い か づ  
また、この情報誌の内容は、日本での生活にとても役立つ情報が満載ですので、ぜひご家族全員でご  
覧ください。もしお手元の言語が読めないご家族がいらっしゃいましたら、私たちが所属する「多  
様性社会推進課」までご連絡ください。次で紹介する7言語に対応しています。

げんざい いぬやまし たげん ご じ じょう ほ う し 7 げん ご さ く せ い に ほ ん ご え い ご ち ゅ う ご く ご た が ろ ぐ ご  
現在、犬山市の「多言語情報誌」は7言語で作成しています(日本語・英語・中国語・タガログ語・  
ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語)。また、市役所に電話で問い合わせたいけれど日本語がわ  
からない場合は、新しくできた「犬山通訳センター」のサービスをご利用ください。

いぬやまつう やく せ ん た 一 に ほ ん ご か た あ ん し ん し や く し ょ せ ん ば ん ほ か し し せ つ り よ う  
「犬山通訳センター」とは、日本語がわからない方が安心して市役所全般や他の市の施設を利用でき  
るようにするための新しい制度です。32言語での対応をしています。お昼休みの時間帯にも対応し  
ているので、とても便利です。皆さん、ぜひご利用ください。☎ (0568) 44-0305 (利用可能な日時:  
月曜日から金曜日: 9:00 から 16:00)

こ こ かい とく しゅう ぜ い き ん とく しゅう ぜ い き ん せ い ど す こ む す か な い よ う り か い  
さて、今回の特集は「税金特集」です。税金の制度は少し難しいかもしませんが、内容を理解する  
と知識が深まるだけでなく、生活にも役に立ち、社会に貢献している実感も持てるようになります。  
皆さんが犬山市に住み、生活を送るうえで大切な仕組みのひとつに「税金」があります。税金は、た  
だ支払うだけのものではありません。市や国に納められた税金は、私たちの暮らしを支える力になり  
ます。たとえば、医療や子育てのサポート、教育や公園・道路の整備、防災や救急の仕組みなど、  
日常生活に欠かせないサービスの多くは税金によって支えられています。皆さんが安心して暮らし、  
将来も安心できる地域社会を守るために、税金は欠かせない存在なのです。

がいこく こ こ み な に ほ ん し ゃ か い い ち い い ン ぜ い き ん お さ さ さ あ し く  
外国から来られた皆さんも、日本の社会の一員として税金を納めることで、「みんなで支え合う仕組  
み」に参加することができます。それは、自分や家族のためだけでなく、地域の人々、そして未来の  
世代のためにも大切なことです。

ぜ い き ん ふ た ん し ょ う う い あ ん し ん き ほ う そ だ と う し い ぬ や ま し み な あ ん し ん ぜ い き ん  
税金は「負担」ではなく、将来の安心と希望を育てる投資です。犬山市では、皆さんが安心して税金  
制度を理解し、暮らしに役立てられるよう、多言語での情報提供や相談窓口を整えています。

ぜ い き ん お さ み し ら い じ ぶ ン 「税金を納めることは、未来の自分たちのため」  
ぜ ひ この 情 報 誌 を 通 じ て、日本 の 税 金 制 度 に つ い て 学 び、一 緒 に よ り 良 い 社 会 を つ く つ て い き ま し ょ  
う。

そ し て ま た こ の 多 言 語 情 報 誌 2 0 2 5 に 対 し て 外 国 人 市 民 の 意 見 を 聞 き た い の で、ぜ ひ QR コ ー ド を 読  
み 込 ん で、簡 単 な ア ン ケ ト に 答 え て 頂 け ま す と 幸 い で す。⇒

み な き よ う り よ く ま す  
皆さんのご協力ををお待ちしております。



# ページ① 市役所の窓口・電話の受付時間が変わりました

いぬやましみん みな がいこくじん にほんじんきょうつう たいせつ し  
犬山市民の皆さん（外国人・日本人共通）への大切なお知らせです。  
かぞく ともだち あんない  
ぜひご家族やお友達にもご案内をしてください。

ねん がつ にち し やくしょ しゅつちょうじょ うけつけじかん みじか  
2025年12月1日から、市役所や出張所などの受付時間が短くなります。

あたら うけつけじかん  
新しい受付時間： 9:00 ~ 16:00

じかん ふんみじか ひるじかん りよう  
(これまでより 1時間45分短くなります・お昼時間もご利用できます)

じかん みじか し しせつ  
時間が短くなる市の施設↓

- 市役所本庁舎
- 各出張所（羽黒・楽田・池野・城東）
- 保健センター
- 市民健康館（さら・さくら）貸館、入浴施設除く

ちゅういてん  
注意点

- 手続きや相談の時間が短くなります。
- 午後4時を過ぎると、窓口や電話は利用できません。
- 手続きはできるだけ早い時間にお越しください。
- 書類の発行や相談が多い場合は、時間に余裕をもってご来庁ください。

し やくしょ でんわ にほんご ばあい いぬやまつうやくせんたー  
市役所にお電話をかけたいけれど日本語がわからない場合は、犬山通訳センター  
☎ (0568-44-0305) にお電話いただき、通訳サービスをご利用ください。



がくでんしゅつちょうじょ  
楽田出張所



いけのしゅつちょうじょ  
池野出張所



ほけんせんたー  
保健センター



じょうとうしゅつちょうじょ  
城東出張所



しみんけんこうかん  
市民健康館（さら・さくら）

がいこくじんそうだんまどぐち じかん へんこう

# 外国人相談窓口の時間も変更になりました

いぬやましやくしょ らいちょうじかんなんしゆくともな がいこくじんそうだんまどぐち じかん へんこう  
犬山市役所の来庁時間短縮に伴い、外国人相談窓口の時間も変更になりました。

【2025年12月から変更後の相談窓口時間】

相談業務開始時間：12:30

相談業務終了時間：16:00

受付時間：15:30まで

相談窓口の詳しい内容は以下の通りです。



## ■言語：スペイン語・ポルトガル語：

相談日：毎週金曜日「都合により変更となる場合があります」

時間：12:30から16:00（受付は15:30まで）

場所：犬山市役所1階相談室（住所：犬山市大字犬山字東畠36番地）

相談員：大島 ヴィルジニア・ユミ（犬山市多文化共生推進員、多文化ソーシャルワーカー）

## ■言語：英語・タガログ語： ■相談日↓ 都合により変更となる場合があります

①2025年04月25日（金） ②2025年05月23日（金）

③2025年06月27日（金） ④2025年07月25日（金）

⑤2025年08月22日（金） ⑥2025年09月26日（金）

⑦2025年10月24日（金） ⑧2025年11月28日（金）

⑨2025年12月26日（金） ⑩2026年01月23日（金）

⑪2026年02月27日（金） ⑫2025年03月27日（金）

## ■時間：12:30から16:00（受付は15:30まで）

場所：犬山市役所2階相談室②（住所：犬山市大字犬山字東畠36番地）

相談員：石原 バージ（FMC代表、多文化ソーシャルワーカー）

## ■言語：中国語

■相談日↓ 「都合により変更となる場合があります」

①2025年04月25日（金） ②2025年05月23日（金）

③2025年06月27日（金） ④2025年07月25日（金）

⑤2025年08月22日（金） ⑥2025年09月26日（金）

⑦2025年10月24日（金） ⑧2025年11月28日（金）

⑨2025年12月26日（金） ⑩2026年01月23日（金）

⑪2026年02月27日（金） ⑫2026年03月27日（金）

## ■時間：12:30から16:00（受付は15:30まで）

場所：犬山市役所2階相談室②（住所：犬山市大字犬山字東畠36番地）

相談員：神田 すみれ（多文化ソーシャルワーカー）

※相談は日本語でもできます。

といあわせさき いぬやましやくしょ かいとうせいしゃかいすいしんか  
■問合先 犬山市役所3階多様性社会推進課

☎ (0568) 44-0343 ※土日祝除く 9:00～16:00

## 犬山市役所公式ホームページの自動翻訳システムについて

今まで日本語がわからない外国人の方は市のホームページにほとんどアクセスしていなかったとおもいますが、4月からはホームページの翻訳システムがかわりました。

機械翻訳ですから完璧ではないですが、翻訳システムもますます質が高くなっていると感じています。皆さんぜひ使ってください。多言語Facebookには載っていない市役所の制度や新情報をタイムリーに手にいれることができます！

犬山市役所のホームページにも税金に関する情報を多数掲載しています。ぜひご覧ください。

### 【犬山市役所ホームページの税金情報へのアクセス方法】

- 1 <https://www.city.inuyama.aichi.jp/question/zeikin/index.html>

のリンクを検索してください。あるいは、右側のQRコードをスマートフォンのカメラにかざして読み取ってください。

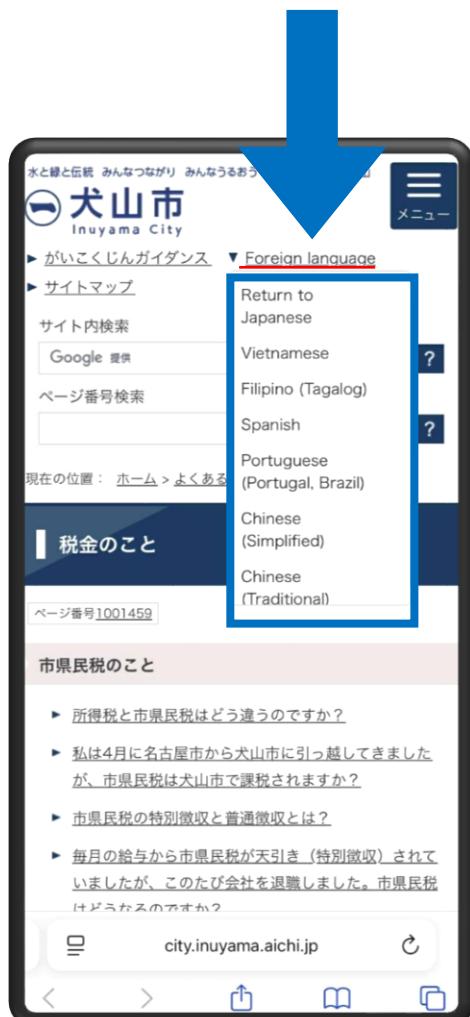


最初は以下の日本語画面がです↓

- 2 画面の右上に「Foreign language」と書いてあるところをタップしてください。



- 3 次に以下の画面がでます。言語を選択すれば、自動で翻訳されます。



世界のほとんどの国には税金制度があります。

「税金が高い」「税金はなぜ取られるのか」と、犬山市の外国人相談窓口でもよく相談を受けます。税金は、国や地方自治体（県・市・村など）が公共サービスを維持するための財源です。道路や学校、医療や年金、防災や治安など、市民の生活に必要なものは税金によって支えられています。

日本では税金の使い道は次のような分野に使われています。

- 社会保障（年金・医療・介護）
- 教育（義務教育の無償化、奨学金制度など）
- 公共事業（道路、橋、上下水道）
- 防衛・治安維持（警察、消防、自衛隊）
- 災害復興や地域振興



外国から来た人も同じように税金を払う義務があり、地域社会の一員として重要な役割を果たしています。日本に住所があるか、引き続き1年以上居所がある人は、日本国内だけでなく海外で得た所得も課税対象です。日本に1年以上居所がない人は、日本国内で得た所得のみ課税の対象となります。たとえば、仕事で日本国内の会社から給与をもらつた場合、多くの外国人は国内所得に対して税金がかかります。

多くの外国人はどこかの会社で働いていると、事業者が給料を支払う時に所得税を差し引いて国に納税します。これを「源泉徴収」と呼びます。これは、税金の計算や納付を簡単にするためにの仕組みです。外国の国と日本の間に「租税条約」がある場合、税率が軽減されたり、税金が免除されることもあります。その場合は「租税条約に関する届出書」を会社を通じて税務署に提出します。

日本にはさまざまな税金があります。多くは収入や所得に応じて計算されます。だからこそ、私たちは年末調整あるいは確定申告の手続きをきちんと行いましょう！

年末調整と確定申告とは何ですか？

年末調整は、日本の多くの労働者が年末に行う手続きで、そこで税額の精算をします。しかし、会社が年末調整の手続きをしていない場合は、自分で確定申告をしない限り、源泉徴収だけで終わることがあります。自営業の方、必ず確定申告をしてください。

確定申告は、給料や収入から控除できるものがある場合に、自分で行わなければなりません。この手続きは税務署に届け出ます。

年末調整と確定申告の詳しい情報はページ⑩と⑪を御覧ください。

## にほん ぜいきんせいど 日本の税金制度 (2)

日本には税金の種類がたくさんありますが、今回の情報誌では以下の税金についてご案内します：

- ・市県民税（住民税） ページ ⑥
- ・国民健康保険税 ページ ⑦
- ・自動車の税金（軽自動車税） ページ ⑧
- ・固定資産税・都市計画税 ページ ⑨
- ・年末調整と確定申告 ページ ⑩・⑪



税金を納めなければならぬ方で、そのまま納めず放置した場合は延滞金もかかり、場合によっては給料や預貯金などが差し押さえられることもあります。そうならないためには、税金の未納や滞納がないよう計画的に暮らすことが大切です。ただし、何らかの事情で生活が困窮して苦しい場合は、一人で悩まず、早めに税務署や市役所の担当課に相談をすれば、きっとアドバイスなどをしてくれます。皆さん困ったことがあれば、ためらわずに相談してください。

犬山市役所 税務課 ☎: 0568-44-0314

受取課 ☎: 0568-44-0316

- ・日本語がわからない場合は、ぜひ犬山市の新しいサービス（犬山通訳センター）を利用しましょう。犬山通訳センターは毎日（月曜日から金曜日）9:00～16:00まで利用できます。お昼の時間も対応していますので、とても便利です。
- ・犬山通訳センター ☎: 0568-44-0305

詳細につきましては、以下の参照リンクをご覧ください。

犬山市役所

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/question/zeikin/index.html>

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/shizei/1000040/index.html>

愛知県国際交流協会

[https://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/sodanjirei/2-2\\_zeikin.html](https://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/sodanjirei/2-2_zeikin.html)

## しけんみんぜい じゅうみんぜい 市県民税（住民税）

市県民税は、外国人の間では一般的に「市役所の税金」や「日本に住むための税金」と言われています。実は市県民税は国税ではなく、住んでいる市や県に納める地方税です。市県民税の大きな特徴は、前年の所得に基づいて課税されることです。たとえば、2025年に得た収入をもとに、2026年の市県民税が決まります。税額は「所得割」（所得に応じて変わる部分）と「均等割」（収入に関係なく一律にかかる部分）から成り立っています。

日本では幅広い意味で「市県民税」を「住民税」と呼ばれることがあります。私たちが住んでいる犬山市（愛知県）ではまとめて「市県民税」と呼ばれます。

市県民税は、教育や福祉、消防・救急、道路整備やゴミ処理など、私たちの生活に欠かせない行政サービスを支えるために使われる大切な税金です。

市県民税は、その年の1月1日時点ですべて日本に住所があり、前年の所得が一定額を超える人に課税されます。これは外国人であっても同じで、たとえ1月2日以降に出国した場合でも、その年の住民税を支払う義務があります。課税額は、前年の1月1日から12月31日までの所得を基に計算されます。

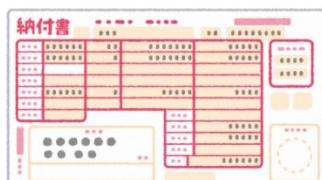
納め方には2つの方法があります。1つは会社で働いている方などに多い「特別徴収」で、毎月の給料から自動的に天引きされ、会社が市区町村に納めます。もう1つは「普通徴収」で、市区町村から6月頃に届く納付書を使い、自分で金融機関やコンビニで納めます。犬山市ではコンビニ払いも可能です。

注意が必要なのは、会社を辞めた時や日本から出国する時です。会社を辞めると、残りの市県民税を普通徴収で納めるか、退職金からまとめて差し引いてもらう方法があります。また、出国する場合には、自分で代わって税金の手続きを行う「納税管理人」を日本に住んでいる人から選び、市役所に届け出なければなりません。

市県民税を滞納すると延滞金がかかるだけでなく、預貯金や給料の差押の可能性もあり、在留期間の更新申請に影響する可能性もあります。納付書が届いたら期限を守って必ず支払うことが大切です。もし市県民税の届いていて、期限までに納めることが難しい場合は、放つておかずには、すぐに犬山市役所の収納課へ相談してください。

犬山市役所収納課の☎ (0568) 44-0316

日本語がわからない場合は、犬山通訳センター (0568-44-0305)  
にお電話いただき、通訳サービスをご利用ください。



(参考：総務省「個人住民税」公式ページ)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/150790\\_06.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/150790_06.html)

犬山市役所

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/shizei/1000040/1000046/1000048/1000049.html>

こくみんかいほけんせいど  
**国民皆保険制度**

日本に住むすべての日本人と、一定の条件を満たす外国人は公的医療保険に入ることになっています（「国民皆保険制度」と言います）。

公的医療保険には、会社に勤めている人が入る「被用者保険」、75歳以上（および一定の障害があり申請により認定を受けた65歳以上）の高齢者が入る「後期高齢者医療保険」と、「被用者保険」と「後期高齢者医療保険」に入っていない人が入る「国民健康保険（国保）」があります。

今回の記事では、国保についてのみ説明します。

こくほはい  
**国保に入るには**

国保に入るには、市区町村の窓口（犬山市の場合は保険年金課）で入るための手続きをします。

こくみんけんこうほけんぜい  
**国民健康保険税（国保税）の役割**

皆さん納める国保税は、医療機関での診療費、出産育児一時金、高額療養費などの支払いに使われる大切な財源です。国保税を納めることで、安心して医療機関に受診できる仕組みが維持されます。

のうぜいぎむしめい  
**納税義務者（国保税を支払う人）と課税期間**

国保税の納税義務者は「世帯主」です。  
世帯主が被用者保険、後期高齢者医療保険に入っている場合でも、国保に入っている家族がいれば、世帯主が代表して国保税を納める必要があります。  
課税期間は、毎年4月から翌年3月までの1年間にります。

いりょうひふたんわりあい  
**医療費の負担割合**

国保に入っている人は、病気やケガで医療機関にかかるときにマイナ保険証（または資格確認書）を提示することで、医療費の負担（自己負担）は一部で済みます

（残りは国保が負担します。）。

- 未就学児 : 自己負担2割、国保負担8割
- 小学校～69歳 : 自己負担3割、国保負担7割
- 70～74歳 : (低所得者・一般) 自己負担2割、国保負担8割  
(現役並み所得者) 自己負担3割、国保負担7割

げんめんせいど  
**減免制度について**

世帯主の収入が大きく減り生活が困難になった場合や、災害にあったり失業した場合には、国保税や自己負担を一時的に減額、免除できる制度があります。

困ったときは一人で悩まず、早めにご相談ください。

**【相談先】**犬山市役所保険年金課 国民健康保険担当

☎ : 0568-44-0327 (直通)

※ 日本語がわからない場合は、犬山通訳センター (☎ : 0568-44-0305)  
にお電話いただき、通訳サービスをご利用ください。



日本の自動車税は道路や環境を維持し、社会全体の交通システムを支えるための大切な税金です。海外の国によっては、自動車にかかる税金は毎年ではなく、車を購入する時に一度だけまとめて納める制度になっている場合があります。ただし、日本で車やバイクを所有すると、毎年「自動車税」や「軽自動車税」を納める必要があります。

犬山市役所の外国人相談窓口では、自動車税に関する相談をよく受けます。ただし、市役所が担当しているのは「軽自動車税」ですので、今回は軽自動車税についてご案内します。

### 軽自動車税（犬山市の場合）

犬山市では、軽自動車や原付バイクを所有している人に「軽自動車税（種別割）」が課税されます。対象は毎年4月1日時点で市内に登録・保管されている車やバイクで、使用していなくても所有していれば課税されます。納期限は毎年 5月31日（休日の場合は翌営業日）です。

### 特例や注意点

- 重課税率**：初回車検から 13年以上経過した軽自動車は、税額が高くなります（例：7,200円 → 12,900円）。
- 車検での納税証明書**：三輪・四輪の軽自動車では、令和5年から車検時に納税証明書の提示が不要になりました。令和7年4月以降は小型二輪も不要となりました。ただし、必要な場合や紛失した場合は、市役所で無料再発行が可能です。
- 減免制度**：障がい者本人や介護者が使う車などは、手続きによって税金が軽減または免除されます。申請には障がい者手帳、免許証、車検証などが必要です。

### 納付方法

軽自動車税は、市から送られる納税通知書を使い、コンビニや銀行、クレジットカードやスマートフォン決済アプリの方法で支払えます。所有者の責任として必ず納める必要がある税金です。忘れずに納付し、安心して車を利用しましょう。

軽自動車やバイクの税金の問い合わせは：

犬山市役所税務課 ☎ (0568) 44-0315 日本語がわからない場合は、犬山通訳センター ☎ (0568) 44-0305 にお電話いただき、通訳サービスをご利用ください。

（参考：犬山市ポータルサイト）

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/shizei/1000040/1000065/1000066.html>



## こていしさんぜい と しけいかくぜい 固定資産税・都市計画税

さいきん いぬやま がいこくじん みな も いえ こうにゅう れい ふ  
最近、犬山でも外国人の皆さんのが持ち家を購入する例が増えてきました。これは、皆さんのが  
いつしょけんめいはたら せいか じぶん かぞく ゆめ  
一生懸命働いた成果であり、ご自分やご家族の夢をかなえた、とても嬉しいことだと思います。おめ  
うれ おも  
でとうございます。

にほん せいど いえ とち ぜいきん  
だからこそ、日本の制度や、家や土地にかかる税金についてもしっかり理解していきましょう。

にほん とち たてもの しょゆう まいとし こていしさんぜい としけいかくぜい ぜいきん しちょうそん おさ ひつよう  
日本で土地や建物を所有すると、毎年「固定資産税・都市計画税」という税金を市町村に納める必要  
があります。所有しているだけで課税される税金なので、使用していなくても納める必要があります。

ちいき どうろ がっこう こうえん こうきょう さー びす いじ じゅうよう ざいげん  
これは、地域の道路や学校、公園などの公共サービスを維持するための重要な財源となっています。

こていしさんぜい とち かおく しょうきやくしづん よ かた  
固定資産税とは、土地・家屋・償却資産をまとめた呼び方です。

- **土地**：住宅地、畠、田など
- **家屋**：住宅、店舗、工場などの建物
- **償却資産**：会社の機械や設備、備品など

しそん しょゆう ひと しそん かち ひょうかがく おう ぜいきん おさ しく  
これらの資産を所有している人が、その資産価値（評価額）に応じて税金を納める仕組みになっています。

### のうぜい なが 納税の流れ

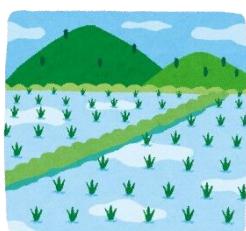
いぬやまし まいとしのうぜいつうあしょ おく つうちしょ きさい きんがく かくにん きじつ しはら  
犬山市から毎年納税通知書が送られます。通知書に記載された金額を確認し、期日までに支払いま  
つうじょう ねんかい わうふ しはら おこた えんたいきん さいあく ばあい  
す。通常、年4回に分けて納付することができます。支払いを怠ると延滞金がかかり、最悪の場合は  
ざいさん ざ お こていしこん も かた まいとしわざ のうぜい  
財産の差し押さえにつながることもあります。固定資産を持っている方は、毎年忘れずに納税し、  
らいき く いっしょ さき きじつ しはら  
地域の暮らしと一緒に支えていきましょう。

てん ぱあい いぬやましやくしょぜいむか そうだん  
わからない点がある場合は、犬山市役所税務課へ相談することができます。

いぬやましやくしょぜいむか にほんご ぱあい いぬやまつうやくせんたー ❶ (0568-44-  
犬山市役所税務課 (0568) 44-0315 日本語がわからない場合は、犬山通訳センター ❶ (0568-44-  
0305) にお電話いただき、通訳サービスをご利用ください。

さんこう いぬやましこうしき さいと  
(参考：犬山市公式サイト)

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/sumai/1000318.html>



## &lt;年末調整とは&gt;

11月から12月の間は日本では年末調整の時期です。  
 働いている人には、「所得税」という税金がかかっていて、毎月、私たちの給料から税金が引かれています。所得税は1月から12月までの1年間にもらった給料で計算します。  
 あなたの収入で暮らしている家族がいたり、保険料を払っていたりすると、税金は安くなります。  
 12月になると会社は働いている人から書類を出してもらって、1月から11月までに給料から引かれた所得税が、多すぎたり、少なすぎたりしないかを、計算します。これを、年末調整といいます。もし、1月から11月までに引かれた所得税が多すぎたら、税金は返してもらえますので、正しく書類を出すことが大切です。

<年末調整のときに、会社に出す書類>  
 ご自身や家族の状況などで、必要な書類は人それぞれ違います。  
 自分に必要なものを、よく調べて、分からなければ会社の人に聞いて、準備しましょう。

## &lt;確定申告とは&gt;

確定申告とは、収入から所得税（国に払う税金です）を自分で計算して、税務署に知らせる手続きです。税金を計算することで、払いすぎた税金が戻ってきたり、足りない税金を払ったりします。

日本では、収入をもとにして、市に払う税金や国民健康保険などの金額、子ども未来園（保育園）の料金などを計算します。確定申告していないと、高く計算されてしまうことがあります。なので、正しく収入を申告することが大事です。

お勤めの会社で年末調整が全て終わった人は、確定申告はいりません。  
 もし会社で年末調整をしていない、あるいは会社で年末調整の「控除」ができなかつた項目があった人は、確定申告ができます。「控除」とは、収入から差し引くことができる金額のことです。

控除にはいくつか種類があり、控除を利用すると税金が安くなります。  
 たとえば、2025年に家を買った人は、確定申告で住宅ローン控除を利用できます。  
 また、2025年に病気やけがをして、多くの医療費を払った人は、確定申告で医療費控除が利用できます。また、確定申告はインターネットからもできます。  
 日本語がわからない人や、インターネットで申告できない人は、南部公民館や小牧勤労センターへ行ってください。会場には通訳がいなかったため、通訳ができる人と一緒に行ってください。  
 南部公民館はインターネットから、小牧勤労センターはLINEから、予約ができます。予約をしたら、時間をまもりましょうね！



## 確定申告会場

- ・犬山⇒南部公民館 <日時：2月16日（月）～27日（金）9:00～12:00,  
13:00～16:00（土日祝除く）>
- ・小牧⇒勤労センター <日時：2月16日（月）～3月16日（月）9:00～17:00  
(土日祝除く)。受付は16:00まで。3月1日（日）も開設します。

## 年末調整と確定申告について（2）

持ち物も必要なものをもっていけば、スムーズにできます。  
皆さん次の書類をすべてチェックして持っていきましょう。

(1) あなたの収入で生活している家族（夫や妻、子ども、両親、親族など）がいる人は、次の書類がいります。

- ・あなたと家族の関係がわかる書類（出生証明書など）。
  - ・海外に住んでいる家族の生活のために送金している人は、海外に住んでいる家族の名義の口座に、送金していることがわかるものがいります。
- このような書類で、「配偶者控除」「扶養控除」が利用できます。

(2) 2025年の1月から12月までのあいだに、家を買って住宅ローンを組んだ人は、つぎの3点がいります（他にも必要な書類がありますので、税務署へご確認ください）。

- ・家や土地の「登記事項証明書」（法務局でもらえます。犬山市に住んでいる人は、春日井法務局か、美濃加茂法務局が近いです。）
  - ・家や土地の「売買契約書」（家や土地の値段や、契約した日がわかるもの）
  - ・住宅ローンの「年末残高等証明書」（ローンをした銀行でもらえます）
- このような書類を集めて、住宅ローンを組んだ人専用の確定申告をすることで、「住宅借入金等特別控除」が利用できます。
- ただし、中古の家を買った人や、長く住める特殊な家を買った人は、他にも書類がいります。

(3) 2025年の1月から12月までのあいだに、健康保険証やマイナンバーカードを使って病院に行ったり、薬を買ったりした人は病院や薬局に、いくら払ったかをまとめた一覧表を作りましょう。これを「医療費控除の明細書」といいます。

あなたの収入で生活している家族の医療費を、すべてまとめることができます。  
医療費控除の明細書を作ると、「医療費控除」が利用できます。

(4) あなたと、あなたの収入で生活している家族の在留カードのコピー（表と裏）

(5) マイナンバーカードか、あなたのマイナンバーがわかるもの

(6) 銀行の通帳

確定申告の持ち物は、年末調整の持ち物と同じものもあります。  
申告の内容によっては、他の持ち物がいる人もいます。  
犬山市に住んでいる人は、詳しいことを小牧税務署に聞いてください。

小牧税務署  
住所 小牧市中央一丁目424  
電話 0568-72-2111（自動音声です。通訳はいません。）



## 「防災について知ろう～日本でのそなえ～」

2024年の多言語情報誌のアンケートでは、「防災についてもっと情報がほしい」というご意見をいただきました。その声を反映するため、今回は以下の情報を掲載しました。今後も皆さんのがこちらの情報誌のアンケートにご協力いただけたと、市役所はできる限り皆さんのご要望にお応えしていきたいと考えています。

「ウイリアムの部屋」犬山市多言語Facebook ページ コラム  
「防災について知ろう～日本でのそなえ～」



朝や夜は、すこしずつしくなつきましたね。  
日本は、地震や台風などの自然災害が多い国です。ある日、私は電車の中で緊急地震速報が出て、防災について考えました。  
日本では、1923年9月1日に関東大震災がありました。10万人以上が亡くなつた大きなかいじんです。その日をわざれないように、9月1日は「防災の日」になりました。また、9月は台風が多い時期です。防災について考えるのによいチャンスです。

外国から来た人の中には、災害を体験したことがない人もいます。犬山市には、約3,000人の外国人が住んでいます。みなさんも、いつしょに非常時のそなえを考えましょう。

- ひ  
日ごろからできること
- いつしょににげる人やそだんできる人を見つけましょう！
  - 犬山市で起こりえる災害について、情報を集めましょう！



### 情報サイト（やさしい日本語、多言語もあります）

■ 犬山防災ハンドブック（日本語のみ）

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/1007140/1007145/1005787.html>

■ 愛知県「防災チェックガイド」（やさしい日本語・英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語）

<https://www2.aia.pref.aichi.jp/kikaku/j/bosaiguidebook/index.html>

■ 気象庁（多言語）

<https://www.jma.go.jp/jma/kokusai/multi.html>

■ ビデオ：緊急地震速報について（日本語・英語・中国語・韓国語）

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/sokuho\\_dvd/index.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/sokuho_dvd/index.html)



■ ビデオ：大雨・雷・たつまきへのそなえ（日本語・英語）

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb\\_saigai\\_dvd/index.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/index.html)

### 非常時の準備

災害がおきたら、にげたり、何日も買い物ができなかつたりします。  
「犬山防災ハンドブック」や「防災チェックガイド」のリストを見て、逃げるときの用意や何日も買い物できないときの準備をしておきましょう。

外国人は以下のものを準備しておくことが勧められています。

- パスポート
- 在留カード
- 学生証や社員証
- 大使館・領事館の連絡先
- 日本の住所・ホテルなどの連絡先
- 自分の国の家族や会社の連絡先

など…

犬山市に住んでいるみなさん、日本の災害について知り、ふだんから少しづつそなえましょう。  
災害はいつ起こるかわかりません。でも、日ごろの準備が、命を守ります。  
家族や近所の人とも話し合っておきましょう。

今回、コミュニティバスに関する情報をまとめ、記事を執筆してくださったのは、「犬山市長と外国人市民の車座トーク」に参加されたペルー出身の方です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。「犬山市長と外国人市民の車座トーク」の詳しい情報については、次のページ⑭を御覧ください。

こみゅにていばすりよう  
コミュニティバスの利用について

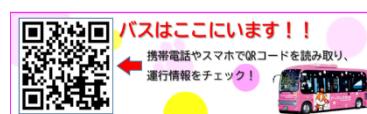
◆ 1日乗車券 → 1日大人200円・小学生100円



※ 障害者手帳などの所持者と付添1名は無料。障害者手帳などとは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証をいいます。

※ 障害者手帳アプリ「ミライロID」をご利用いただけます。

※ お支払いは、現金かPayPayでお願いします。



## ◆ ご利用方法

## 1. バス停でバスを待ちます

- バス停で行先・時刻表を確認します。方面（上り・下り）により、バス停の位置が異なる場合と同じ場合があります。
- バス停の近くで、バスが来るのを待ります（自動車が通るところなどの危険な場所は避けてください）。バスが来たら、行先を確認します。
- 交通渋滞などにより遅れが発生する場合もありますので、ご了承ください。

## 2. バスが到着します

バスが到着し、降りる方が優先的に下車するのを待ちます。

## 3. バスに乗りります

利用料金を支払い、バスの乗車券を受け取ります。帰りや乗り換えのときは、一日乗車券を乗務員に見せてください。（一日乗車券になりますので、大切に保管してください。無くしても再発行できません。）

## 4. 降りたいバス停がアナウンスされたら、ボタンを押して運転手に降車したい旨を伝えます。

## 5. バスを降ります

忘れ物をしないように、気を付けましょう。



「ユミの部屋」 犬山市多言語Facebookページコラム

今回の「ユミの部屋」では、多文化交流マルシェの参加者の紹介ではなく、私たち多様性社会推進課が主催したもう一つの事業について皆さんに共有したいと思います。



2025年8月29日（金曜日）、犬山市役所で、はじめて「市長と外国人市民の車座トーク」が行われました。この事業は、実は私がずっと前からやりたかった取り組みの一つです。その理由は、犬山市にもたくさんの外国人市民が市や地域に貢献したいと考えていること、そして外国人の方々にも市長や市役所とつながってほしいと願っていたからです。

今回の外国籍の参加者は6名でした。中国の方が1名、ベトナムの方が1名、ペルーの方が2名、ブラジルの方が2名でした。

「市長と外国人市民の車座トーク」とは？

市長が直接、外国人市民のみなさんと同じ輪になって座り、生活の中で感じている悩みや課題について話を聞くことができる場です。参加者からは、日本での生活体験や子育て、税金、ビジネスの拡大、地域との交流など、さまざまな声が寄せられました。

また、日本の学校（小・中・高・大学）での経験、日本語を学ぶ難しさ、社会に入っていくための努力について語る方もいました。

外国人の第一世代（親の世代）が日本に働きに来たときには、日本語や日本の制度、学校のことを全く知らず、子どもの勉強を十分にサポートできず、とても大変な時期を乗り越えた経験もシェアしてくれました。さらに、子どもたちが家庭で親の通訳をしたり、家族を支える中で得た経験が、今後自分たちが子育てをしていく上で参考になり、力になると話していました。

犬山市で今まさに子育てを頑張っている外国人の参加者からは、「これからも犬山で子育てを続けていきたい。そのために保育園などの充実をお願いしたい」という意見もありました。

また、犬山市や周辺の町で商売やビジネスをして活躍している参加者もあり、「しっかりと市や国に税金を納め、地域の経済発展にも貢献している」と話しました。

参加者全員からは、「このような機会をぜひ続けてほしい」という声がありました。

外国籍であると、日本では選挙権を持っていません。しかし市長は、「たとえ選挙権がなくても、皆さんは間違いなく犬山市民です」と力強く話していました。

市長と市役所にとっても、とても大切な機会になりました。これまで以上に「外国人市民と距離を縮めたい」という思いを持ち、日常生活での不安や困りごとと一緒に解決していきたいと考えています。

犬山市には多くの外国人市民が暮らしており、その一人ひとりが地域の大切な仲間です。市役所は、これからも外国人市民の声をしっかり聞きながら、安心して生活できるまちづくりを進めています。

～サッカーを通じて、日本人も外国人も一緒に楽しみましょう！～

- 日時：2026年3月8日（日曜日）午前の部：9:00～12:00 午後の部 13:00～17:00  
場所：エナジーサポートアリーナ（犬山市 羽黒中央公園）

★イベントの詳しい内容は、犬山市の多言語Facebookページにアップしますので、ぜひご覧ください。



- 今回は、「犬山サッカー協会」と外国人チーム「ラテン・マスター」が協力して、イベントを盛り上げます。サッカーを通して楽しく交流し、仲間を増やしましょう！

このイベントは、国籍や年齢に関係なく、みんなで運動を楽しみながら交流する場です。

- 子どもから大人まで、どなたでも参加OK！
- 女性の参加も大歓迎です！
- 最初は、初心者でも安心して楽しめる、簡単なゲームから始めます。
- その後は、サッカーの試合もあります。

スポーツを通じて、お互いの文化を知り合い、尊重し合いながら、楽しくつながるきっかけを作りましょう。

サッカーが初めての人も、経験者も大歓迎！  
みんなで体を動かして、笑顔で交流しましょう。

ぜひ、友達や家族と一緒に参加してください！

犬山市スポーツ多文化交流イベントのお問い合わせは「多様性社会推進課」にお問い合わせください（☎：0568-44-0343）。日本語がわからない場合は、犬山通訳センター（☎：0568-44-0305）にお電話いただき、通訳サービスをご利用ください



エナジーサポートアリーナ



羽黒中央公園（サッカーグラウンド）